

2023年10月21日 連盟規約改定案、変更箇所比較(変更箇所は**太字**で示す)

	改定案	現行
第18条	<p>理事は理事会の構成員として、規約その他の規定された事項及び総会の決定事項を執行し、大会の運営その他一切の会務を掌握する。理事の任期は2年とする。</p> <p>2.理事は加盟校のスキー部に在籍した卒業生で、且つ、当該加盟校の推薦を得た理事候補者の中から正副会長会が適任と認めた者を会長が委嘱する。但し、一加盟校から選出される理事の数は3名以内とする。</p> <p>3.前項のほか、会長は事業執行上必要があるとき、正副会長会が適任と認めた者(定員内において加盟校スキー部在籍卒業生から1校1名を限度として5名以内及び外部から3名以内)を理事に推薦し委嘱することができる。</p>	<p>理事は理事会の構成員として、規約その他の規定された事項及び総会の決定事項を執行し、大会の運営その他一切の会務を掌握する。理事の任期は2年とする。</p> <p>2.理事は加盟校のスキー部に在籍した卒業生で、且つ、当該加盟校の推薦を得た理事候補者の中から正副会長会が適任と認めた者を会長が委嘱する。但し、一加盟校から選出される理事の数は3名以内とする。</p> <p>3.前項のほか、会長は事業執行上必要があるとき、正副会長会が適任と認めた者(定員内において加盟校スキー部在籍卒業生から5名以内及び外部から3名以内)を理事に推薦し委嘱することができる。</p>
第27条	<p>理事会は会長・副会長・理事を以て構成し、会長が議長となる。会長が必要と認めたとき又は理事5名以上の請求があった場合、会長は理事会を招集しなければならない。尚、当該請求による理事会開催はその請求があった日より15日以内に開催しなければならない。理事会は構成員の2分の1以上(委任を含む)の出席を以て成立する。その議決は出席者の多数決による。可否同数のときは会長がこれを決する。理事は理事会における議決権の行使を他の出席者に委任することができる。</p> <p>2.正副会長会は会長・副会長・理事長によって構成され、連盟の総合政策の大綱を決定する。尚、正副会長会の審議は構成員の多数決によって決せられる。可否同数のときは会長がこれを決する。</p> <p>3.エグゼクティブボードは会長・副会長・理事長・副理事長・本部長・各部の部長及び会計理事によって構成される。</p> <p>4.選考委員会は理事・監事の互選にて選出される、少なくとも監事1名を含む7名で構成し、理事会に推薦する連盟の名誉会長及び会長・副会長を決定する。</p>	<p>理事会は会長・副会長・理事を以て構成し、会長が議長となる。会長が必要と認めたとき又は理事5名以上の請求があった場合、会長は理事会を招集しなければならない。尚、当該請求による理事会開催はその請求があった日より15日以内に開催しなければならない。理事会は構成員の2分の1以上(委任を含む)の出席を以て成立する。その議決は出席者の多数決による。可否同数のときは会長がこれを決する。理事は理事会における議決権の行使を他の出席者に委任することができる。</p> <p>2.正副会長会は会長・副会長・理事長によって構成され、連盟の総合政策の大綱を決定する。尚、正副会長会の審議は構成員の多数決によって決せられる。可否同数のときは会長がこれを決する。</p> <p>3.エグゼクティブボードは会長・副会長・理事長・副理事長・本部長・各部の部長及び会計理事によって構成される。</p> <p>4.選考委員会の委員は理事・監事の互選による理事・監事計7名にて構成され、連盟の名誉会長及び会長・副会長を理事会に推薦する。</p>